

審査査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号
許認可等の種類	高架の工作物内の建築物の高さの例外認定	根拠条項	法第57条第1項
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <p>・「建築物の屋上に設置する電波塔及びこれに附属する展望室の取扱い」（昭和39年1月14日住指発7号）</p>		
	受付機関 土木事務所	処理機関 建築住宅課	交付機関 土木事務所